

独立行政法人国立病院機構旭川医療センター 院内感染対策指針

第1条 院内感染対策に関する基本的な考え方

基本的感染対策として標準予防策を適用し、これを常時適用した上で、特定の感染経路がある疾患等に対して感染経路別予防策を追加適用する。これらを基本に院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため全医療従事者がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療の提供ができるよう定めるものである。

第2条 感染症管理対策委員会（Infection Control Committee:ICC）の設置

1. 院内感染対策に関する病院全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど院内感染対策活動の中核的な役割を担う組織として、病院長のもとに組織横断的の代表を構成員とする感染症管理対策委員会（以下、ICC）を設置する。
2. ICCは毎月1回定期的に会議を行い、院内感染対策の情報交換を行う。
3. ICCの組織及び運営等については、「旭川医療センター 感染症管理対策委員会規程」に定める。
4. 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
5. 委員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、ICC及び病院長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

第3条 感染対策室の設置

1. 病院長より任命された感染対策室長のもとに、組織横断的の代表を構成員として組織する感染対策室を設置する。
2. 感染対策室の所掌業務を次の通り定める。
 - (1) 院内感染対策に関する現場の情報収集及び実態調査（現場の巡回、マニュアルの遵守状況の点検等）
 - (2) 感染対策マニュアルの策定及び改訂に関すること
 - (3) 週1回程度の院内巡視による感染対策、環境整備、院内清掃等の点検
 - (4) 医療関連感染サーベイランスの実施と結果報告
 - (5) 抗菌薬適正使用指針の策定及び使用状況の把握、使用についての相談対応
 - (6) 感染症治療及び感染対策に関する相談対応
 - (7) 院内感染対策の啓発及び職員研修の企画・運営に関すること
 - (8) 職業感染対策（ワクチン接種の勧奨、針刺し及び血液・体液曝露事故対策等）に関すること
 - (9) 感染症アウトブレイク時の対応、アウトブレイク調査に関すること
 - (10) 感染症管理対策委員会への活動報告及び講ずるべき感染対策の提案
 - (11) 地域連携に関すること（連携施設とのカンファレンス、ラウンドでの直接指導、相談対応など）
 - (12) その他院内感染対策に関して必要と認める事項
3. 感染対策室の組織及び運営については、「旭川医療センター 感染対策室運営規程」に定める。
4. 室員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
5. 室員はその職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものを、室長の許可なく院外の第三者に公開してはならない。

第4条 ICT（Infection Control Team：ICT、感染対策チーム）の設置

1. 院内感染に対する具体的な調査、指導、監視を行うため、感染対策室に ICT を設置する。
2. ICT は感染対策室長と病院長が指名する職員を構成員とし、毎月 2 回会議を開催する。
3. ICT の組織及び運営については「旭川医療センター 感染対策チーム（ICT）規程」に定める。

第5条 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

1. 院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、病院職員へ周知徹底を図ることを目的に実施する。
2. 職員研修は、就職時の初期研修 1 回の他、年 2 回以上全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
3. 職員研修の開催結果を記録・保存する。

第6条 院内感染対策が必要な病原体の検出状況の情報伝達

1. 細菌検査室は、院内感染対策上問題となる病原体を検出した場合、速やかに感染対策室と診療担当医師に報告する。感染対策室は現状の確認と必要な感染対策の実施、指導を行う。
2. 院内の病原体検出状況は、細菌検査室から ICC 委員会及び感染対策室を通じて全病院職員へ周知する。

第7条 院内感染発生時の対応

1. 感染症の異常発生を確認した（疑った）職員は、直ちに感染対策室へ報告する。感染対策室は現状の分析を行い、院内感染発生部署と協力して必要な感染対策を行う。
2. 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を病院長並びに ICC 委員会へ報告する。
3. 必要に応じて臨時の ICT 会議や ICC 委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明して改善策を立案し、対応策を実施するために全病院職員への周知徹底を図る。

第8条 患者への情報提供と説明

1. 本指針は病院ホームページ及び院内に掲示し、患者やその家族が閲覧できるようにする。
2. 疾病の説明とともに、感染防止の意義及び基本手技についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

第9条 院内感染対策の推進

1. 病院職員は各職場共通の別紙「感染対策マニュアル（以下、マニュアル）」を遵守し、常に感染対策に努める。
2. マニュアルは必要に応じて見直し、改訂結果は病院職員に周知徹底する。
3. 病院職員は自らが感染源とならないために、定期健康診断を年 1 回以上受診し、健康管理に留意する。

（附則）この指針は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

（附則）この指針は平成 22 年 8 月 1 日より施行する。

（附則）この指針は平成 26 年 12 月 1 日より施行する。

（附則）この指針は令和 6 年 6 月 1 日より施行する。